(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字眞木屋二二の一・二三・三三の一・三三の五・四四・四五の三・四六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三三の六
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁荒瀬川櫃畑字村ノ上ミ七〇の四、大館市早口字下畑七五の一、八二の一から八二の三まで、八三の三
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　秋田県能代市天内字大石沢一から三まで、字大槙ノ沢一から三まで、四の二から四の八まで、字滝ノ沢一、字上田表一九の一から一九の八まで、一九の一〇から一九の一九まで、一九の二二から一九の二四まで、四一の一から四一の四まで、四一の六から四一の一六まで、四一の一八、四一の一九
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大石沢一・字大槙ノ沢三・四の四から四の六まで・字滝ノ沢一・字上田表一九の一・一九の六・一九の八（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　秋田県能代市外割田字宅地五七から六一まで、六四、六五の二から六五の四まで、六六から七三まで、七五の一、七六の三、九〇、九一、九三、九四、一一〇、一一一、一一四から一二一まで、一二三の一、一二六の一、一二七から一四六まで、横手市山内南郷字赤渕沢三、四、五の一、五の二、二九の一から二九の六まで、二九の九から二九の一四まで、二九の一六、二九の一七、二九の一九、二九の二〇、二九の三八、二九の四〇、二九の四二、二九の五一、二九の五三から二九の五七まで、二九の六一、二九の六二、二九の七二、二九の七四、二九の七七
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宅地五七・六五の二・七一・七二・一一五・一一九・一四一から一四三まで・字赤渕沢二九の一・二九の四・二九の九・二九の一一から二九の一四まで・二九の一六・二九の一七・二九の二〇・二九の三八・二九の四〇・二九の七四・二九の七七（以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。）、四五の一、五の二、二九の四二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市米坂字堂ノ沢三〇から三三まで、一六三、一六五から一六七まで、二〇二の一、二〇六の五から二〇六の一四まで、二一〇の一、二一二、二一三の一、二一五の一、二一八の一、二二四の八から二二四の一〇まで、字家ノ前一六九から一七五まで、一七七、一七八、岩城冨田字竹ノ下一八一の一、一八五から一八七まで、二〇九、二一二、二一三、二一五の一、二一五の三、にかほ市象潟町横岡字国見館二の一、字上無沢一〇の四、一〇の五、一〇の六（次の図に示す部分に限る。）、七の七、七の八、字鳥越八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ノ沢三〇、一六五、一六六、三一・三二・一六三・二〇二の一・二〇六の六から二〇六の一四まで・二一〇の一・二一五の一・二一八の一・二二四の八から二二四の一〇まで・字一七九から一七五まで・一七七・一七八・字竹ノ下二一二・二一三・二一五の三・字上無沢一〇の四・七の七・字鳥越八の一（以上三十六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町川内野字山ノ寺五八五二、五八六一の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）